

2020年度
男女平等推進月間
特別号



職友おおた

発行人：執行委員長 相場 毅正 / 発行元：太田市職労男女共同参画部

6月は男女平等推進

職場の課題を見つめ直そう

自治労は、男女平等の推進を自治労運動のすべての場面の課題として位置づけ通年で取り組んでおり、毎年6月を「男女平等推進月間」としています。男女平等の課題は多岐にわたりますが、①男女間格差、②正規・非正規間格差、③ワーク・ライフ・バランスの実現、④ハラスメント防止、⑤自治労の組織実態、5つの課題に取り組んでいます。

群馬県本部では、2017年9月の第89回定期大会において「第3次男女がともに担う自治労群馬県本部行動計画」を決定し、取り組みを推進しています。全組合員の約40%は女性ですが、青年層を過ぎた女性組合員の活動参加は低調となっています。女性が参画しやすい組合活動をつくることは、男性にとっても取り組みやすい活動であり、自治労運動の強化と推進にもつながります。

各単組でも職場の身近な男女平等に関わる問題点の掘り起こしを行い、組合員の声を要求書に反映させ、課題解決へつなげていくことが必要です。男女平等について、組合員一人ひとりが見つめなおしてみましょう。



▲2020年度男女平等推進キャッチコピー

第3次男女がともに担う自治労群馬県本部行動計画が掲げる4つの柱

①県本部・単組・補助機関における女性役員等の配置

各組織は男女構成比に見合う女性の参画を基本とし、執行部役員女性の割合が20%以上となることをめざす。

②中央本部・県本部・単組等が開催する会議等への女性参画

各大会・委員会・集会・諸行動等に対し、女性の参画をすすめるため、中央本部計画に基づき、30%以上の女性参画をめざす。

③女性による主体的な取り組みに向けての推進

女性組合員も組織の意思決定に積極的に関わり、男女平等課題に対する要求書づくりや、団体交渉への参加をめざす。

④性別役割分業意識の払拭

性別で役割を固定化せず、男女がともに担う組合運動を実現するため、女性を含むすべての組合員が参加しやすい体制をめざす。